

Title	見沼通船と御定運賃 (社会経済史資料紹介)
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1937
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.31, No.5 (1937. 5) ,p.757(101)- 777(121)
JaLC DOI	10.14991/001.19370501-0101
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19370501-0101

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

見沼通船と御定運賃

(社會經濟史資料紹介)

野村兼太郎

私は本誌前號に「見沼通船と小山田與清」と題し、主として歌人小山田與清との關係から見沼通船事業を紹介した。そこでも勿論通船事業の内容について多少述べたが、こゝにその點を少しく詳細に説明し、その變遷について述べたいと思ふ。

見沼通船創設時代に如何なる規定があつたかについては、——運賃規定(後述)以外には——明かでない。恐らく最初はかなり大さつばなものではなかつたかと思ふ。そのためにいろ／＼な面倒な争議があり、多くの迷惑を蒙つた者もあつたのであらう。例へば他川の船頭を雇ひ、從來の者と相争ふやうなことも起つた。そこで文政十一年に船主、船請人、船頭惣代が相寄つて議定證文を作り、通船差配がこれに奥印した。これが前號にも屢々言及した文政度の議定である。

「議定證文之事

見沼通船舟割之義只今迄も八町會所ニあ致、船頭も大間木新田、下山口新田、葛西領桑川村、鎌田村之者共通

見沼通船と御定運賃

船發端より乗り來い處、當春中船頭方引合兼い趣ニ差纏、右ニ付江戸相模川玉川之船頭雇入、川口宿ニ船割所相補理、御廻米其外積立可致、船主方ニ取斗ニ及い處、左い處ニ御廻米積入方船操不都合にも相成、村ニ迷惑之義ニ付、其筋被申立い處、世話人立入取極、永久船主并船借受人船頭一同勝手不申出、家業可致對談左之通、

一 船割義是迄之通、大間木新田八町ニ船借受人引受船割致、御廻米其他御用荷物御差支無之、諸荷物運送可致い事、

一 御廻米も別る大切之義ニ付、解決不致管、尤迫急之義又風雨等打續日限逼り、船相廻り兼い節、解を以積廻し共、船賃之義ハ前ニ通り船方ニ引受、村ニ相掛申間敷、且諸荷物共右同様取斗、勿論夏川解之義是迄之通り船借受人并船頭方ニ相賄可申事、

一 御廻米も勿論諸荷物共運賃之義ニ御定も有之義ニ付、増錢等決り相掛申間敷い事、

當時船主吉之助、船借受人甚藏兩人ニ候處、此上吉之助方ニ勝手儘船引上り義致間敷、甚藏方ニ自由ニ船差戻し義是又不致、萬一無據差支等出來いとも、代り之船引受人永久當時之振合相用ひ可申い、吉之助方ニ船外ニ讓渡い共、此段示談之上取極可申い、右船主并船借受人双方親類共一同承知之上取極申い事、一 船頭賃錢之義ニ御運上船床三分五厘引去り残り六分五厘之内ニ甚藏方船頭五分相渡し、船頭船賃目錢之分得分ニ請取、外ニ船頭銘ニ壹ヶ年金貳步宛請取、其内出精之船頭金壹步宛褒美遣し、且材木積立之節、凡尺メ七八本積ニ遠近ニ不抱、壹艘ニ付錢八百文宛賃錢相渡い義、先規仕來りい、残り之分甚藏得分ニ請取可申い、且亦船頭船修復相成兼い者有之、船主ニ修復相願い者夏川之間、下り三分八厘、上り四

分、冬川下り三分三厘、上り三分八厘、船頭ニ請取、船主ニ修復料船床共ニ夏川下り貳分貳厘、上り貳分、冬川下り貳分七厘、上り貳厘、船頭相渡し、甚藏方ニ壹分五厘請取、其外前書五分通り之目錢并御材木運賃得分、且又船頭差出い金貳分宛之内褒美残り之分共甚藏方ニ請取可申事、
一 船頭荷物大切ニ致し、積隠し積不致、出精可致、且徒黨相談ケ間敷義決り致間舖、村役其外御公用有之い節、別段代り之者差出し、船差支決り致間舖い、右ニ此度世話人立入掛合納得取極い上り、永久右之振合相用ひ、船主船外ニ相讓り候共、船借受人外ニ爲引受候共、右議定之通り相守り新規之義爲間舖い、依之議定一札如件、

文政十一年十月

佐内町 伊勢屋	船主 吉之助 印
鎌倉横町嘉兵衛店吉之助方引受	當時船主 利兵衛 印
大間木新田	船借受人 甚藏 印
大間木新田、下山口新田、葛西領桑川村、鎌田村	
大間木新田	船頭惣代 平藏 印
下山口新田	安右衛門 印

見沼通船と御定運賃

見沼井筋附村と惣代

伊奈半左衛門御代官所

武州足立郡宿組

名主

與右衛門印

山田茂左衛門御代官所

同州同郡片柳村

同

藤次郎印

平岩右膳御代官所

同州同郡西山村新田

組頭

文治郎印

伊奈半左衛門御代官所

同州同郡大間木新田

世話人名主

利右衛門印

大間木新田

甚藏親類惣代兼

同

五郎右衛門印

通船差配 鈴木源藏印

前書通船取極條承届い、右之振合を以船主吉之助船引受人甚藏御用向無滞相勤、御運上相納、且村と難義不相成様可取斗候、依之奥印致い已上

以上の議定に依れば船主、船割人（船借受人）及び船頭の収入分配は船修繕の負擔が船主にある場合と船頭にある場合とで異なる。船頭にある場合には船主は三分五厘（全體の三十五パーセントの意、以下同じ）を採る。しかしその内から通船差配に貳分五厘運上として支拂ふから、船主の純所得は壹分となる。

残り六分五厘の内五分を船頭、壹分五厘を船割人が請取る。船割人はこの外に船頭壹人につき年に金貳歩徴集するから、もし壹艘壹人乗とすれば、船壹艘につき壹歩、四拾艘とすれば、貳拾兩の収入があることになる。唯その内から出精の船頭に金壹歩宛褒美を出すので、純収入は半額拾兩となる。その外材木運送の餘徳があつた。

船修復が船主にある場合には夏冬、上下に依つて船主及び船頭の得点が異なる。結局修復料は収入の一分乃至一分七厘に相應することになる。従つて船頭の所得は四分乃至三分三厘となる。もし當時の船舶數四拾艘が全部使用されてゐたとすれば、四拾人の船頭であるから、全収入の一パーセントばかりが船頭一人の所得に當る。しかしそれから金壹歩を差引かなければならない。假りに船賃總収入が年額六百兩であるとすれば、船頭一人の年收五兩三步となる。當時下男の給料が四兩ぐらゐであるから、先づ相當の収入と見てよいであらう。

前號にも引用した「見沼通船發端探索并當時風聞取調書」に依ると、天保八年頃における収入配分は次ぎの如くであると云ふ。

「一、當時通船掛り合之者共收納之儀は船賃取揚高壹ケ年凡金六百兩と見、平均歩合左之通

一 三分三厘 船頭共三拾八人

此金凡百九拾八兩程

一 壹分 船主吉之助

見沼通船と御定運賃

見沼通船と御定運賃

一〇六 (七六二)

此金凡六拾兩程

是は船修復料、船道具料として同人取之、尤其前も船頭共方にて引請一式相賄候所、一昨未年出入已來船主方にて引請候

一 壹分五厘

船割人 甚 藏

此金凡九拾兩程

外に船壹艘に付金壹兩宛卅八艘分都合金九兩貳分年々同人取之候儀前より仕來。

猶又御材木壹艘に付凡尺締七九本積にて船頭方へ錢八百文相渡し、引殘之分同人徳分に請取來申候。

雇入候也船は船床に不及候に付、貳分五厘宛同人方へ請取來申候。船頭方へ請取候三分三厘凡金百九拾八兩程之目錢同人方へ請取來申候

一 貳分五厘

差 配 高田宗之助

此金凡百五拾兩

此内金六拾七兩程御運上として同人より御上納仕、其外大間木新田下山口新田兩村堰榨四ヶ所普請、並北締切仕立取拂、下連田村逃樋築立、其外非筋都而通船に仕り候儀は同人相勤來申候、外に他所より右川筋へ乘込候肥し船より運上として貳分五厘同人方へ取之。

見沼大井筋より新芝川筋往返之筏より歩一と名付運上、是又同人方へ取之、江戸拜借地町家地代同人方へ取之

右之通有増文政十一子年中と相覺、船方差繼候節船頭船主船割人差配並最寄村と共一同示談之上取極議定證文夫と爲取替有之候由に御座候

この書の記述があまり正確でないことは前にも一言して置いたが、この配分額の場合にも、八分三厘、金四百九

拾八兩については述べてゐるが、残りの一分七厘、金百貳兩を脱落してゐる。即ちこの分が船修復料に當るのである。船主の取分壹分、金凡六拾兩程を船修復料、船道具料としてゐるのは誤りである。この壹分は船床、即ち船主株に對する收入である。

又船割人收入の説明のところに、「外に船壹艘に付金壹兩宛卅八艘分都合九兩貳分云々」とあるのは勘定が合はない。これは金壹歩づゝの誤りであらう。そしてそれは金貳歩づゝ船頭壹人から徴收するのであるが、精勤者に金壹歩褒美として與へたため、結局金壹歩になつたのである。このことは前に説明した通りである。唯もしかすると、天保頃におゐては、褒美金の意味はなくなり、船頭壹人につき金壹歩として差引勘定をしまつてゐたかも知れない。

かく多少の誤謬はあるが、この文書に依つて議定證文には明かでない通船差配の所得が詳細に知れる。全收入の貳分五厘を取る以外に、(1)肥し船運上、(2)筏運上、(3)拜借地の地代等がある。殊に最後の地代の収益は相當大であつたらう。これに對して幕府に金六拾七兩ほどの運上、並びに水路修復の義務があつた。

以上の如き收入配分が結局幾多の紛擾の惹起する主たる原因となつたのである。例へば船主は出来る限り船修復に費用をかけないで間に合せようとする。又通船差配は水路修復を怠る。船割人は船頭に渡すべき賃錢を誤魔化さうとする。互に私利を欲したため、前文におゐて述べたやうな訴訟沙汰が絶えなかつたのである。殊に收入項目たる船賃が享保度におゐて定められたまゝ變更し得なかつたことが、この傾向を一層強化した原因である。享保拾六年の御定船賃は次の如くである。

御定船賃川口東縁

江戸神田川筋船賃上下同直段

但最寄勝手次第荷物積場

一	同	元郷村	四拾八文
一	同	十二月田村	三拾貳文
一	同	樋爪村	四拾八文
一	同	前田村	三拾貳文
一	同	辻村	四拾八文
一	同	里村	三拾六文
一	同	根岸村	四拾壹文
一	同	道合村	四拾六文
一	同	木會呂村	四拾七文
一	同	内野村	四拾九文
一	同	差間村	七拾七文
一	同	間宮村	五拾肆文

同上 同上 西縁

會所	川口町	四拾八文	
一	同	卅貳文	
一	同	卅伍文	
一	同	三拾六文	
一	同	五拾九文	
一	同	四拾九文	
一	同	四拾六文	
一	同	四拾六文	
一	同	四拾九文	
一	同	四拾九文	
一	同	四十九文	
會所	八町堤	八拾五文	
一	同	七拾五文	
一	同	七拾九文	
一	同	七拾九文	
一	同	四十九文	
一	同	四十九文	
會所	芝原村	八拾五文	
一	同	八拾五文	
一	同	大牧村	八拾五文
一	同	大間木村	八拾五文
一	同	在家村	八拾五文
一	同	前川村	八拾五文
一	同	上青木村	八拾五文
一	同	下青木村	八拾五文
一	同	川口町	八拾五文

一	同	北原村	五拾貳文
一	同	大崎村	五拾六文
一	同	辻村	五拾七文
一	同	上野田村	五拾九文
會所	新染谷村下	九拾九文	
一	同	新染谷村	五拾九文
一	同	膝子村	九拾四文
一	同	宮下村	六拾壹文
一	同	門前村	六拾五文
一	同	風渡野村	六拾六文
一	同	小深作村	六拾七文
一	同	深作村	六拾八文
一	同	丸ヶ崎村	七拾貳文
一	同	下瓦葺村	七拾四文
會所	上瓦葺村	七拾四文	

一	同	松木村	五拾貳文
一	同	宮本村	五拾六文
一	同	三寶村	五拾七文
一	同	馬場村	五拾七文
一	同	山崎村	五拾七文
一	同	宿組	五拾七文
一	同	下木崎村	五拾八文
一	同	上木崎村	五拾九文
會所	北袋村	九拾三文	
一	同	北袋村	六拾壹文
一	同	下天沼村	六拾三文
一	同	上天沼村	六拾五文
一	同	堀内村	六拾七文
一	同	高鼻村	六拾七文
一	同	下土呂村	七拾三文

見沼通船と御定運賃

一同	百拾七文	上瓦葺村	一同	百一十一文	上土呂村
一同	百拾七文	下蓮田村	一同	百十三文	本郷村
一同	百拾六文	上蓮田村	一同	百十四文	今羽村
一同	百廿七文	下関戸村	一同	百十六文	砂村
一同	百廿五文	中関戸村			
一同	百廿八文	上関戸村			
一同	百三拾三文	駒崎村			
一同	百三拾五文	上平野村			
會所	上平野村				
一同	百四拾文	上平野村			
一同	九拾文				

一一〇 (七六六)

右之通被爲仰付以上

享保拾六亥年五月

薪及び材木の御定運賃は次ぎの證文に依つて知ることが出来る。

通船會所

乍恐以書付奉申上
 一 才横長壹尺八寸 五寸三方ニる壹束
 一 結束 長右同斷 貳尺八寸細メ 壹駄ニ付六束附
 但八町河岸ノ新シ橋新會所迄、並束壹駄ニ付六束附、運賃は定直段、七拾文、壹束ニる拾壹文六分六厘、右才

横結束共運賃同様ニ座座

此横積高

船壹艘ニ付四拾三駄積運賃總三貫百三拾四文、

一 材木 長貳間尺角

是ニ遠近ニ不拘江戸迄船積は定直段、永六拾五文、尤小船之義ニ付拾本程、

但貳間以上之分ニ船積ニ難相成、筏相仕立申上

右ニ足立郡大間木新田役人惣代組頭五郎左衛門並見沼通船方積請人船主吉之助一同奉申上、今般八町河岸ノ
 是當地迄、前書才横結束并材木船積賃錢之義、大間木新田役人共ニ尋ニ付篤ニ取調之所、並束運賃は定直
 段同様、書面之通聊は差支無之様運送仕間、依之此段連印を以奉申上、以上、

丑(天保十二年)ノ十一月七日

足立郡大間木新田役人惣代

組頭 五郎 左衛門
 靈岸島濱町
 見沼通船方 積請人 吉之助

伊奈半左衛門様

御役所

御定運賃が動かすことが出来ないとするれば、物價が騰貴するにつれて、その収益は相對的に減少する。この場合
 船頭は多く半ば百姓であり、それほど痛切に感じなかつたやうであるが、通船差配並びに船主は江戸人であつたか
 見沼通船と御定運賃

一一一 (七六七)

ら、その物價騰貴の影響は相當大であり、従つて船舶の修復、水路の補修等も怠りがちになつた。その結果は少な

くとも記録の上にはいろ／＼な形で現れてゐる。
第一に船舶數の減少である。四拾艘であつた通船が天保頃には三十八艘になつてゐることは上記の如くであるが、

嘉永頃になると三十二艘に減じてゐる。

「差上申一札之事
一見沼通船都合三拾貳艘

右者此度船御吟味ニ付、通船不殘書上ハ通相違無御座候、尤右船ニ付於川筋、怪敷義も座ハ、何分之越度
ニも可被仰付ハ、勿論御場御用之節も右船早速ハ用相勤可申ハ、川筋通船之儀ニハ得モ、魚類殺生御法度之趣、
急度相守可申ハ、爲後日一札差上申處依ル如件

嘉永三戌年八月二十五日

見沼通船方
會所舟主

条 之 助

御鷹見頭取

星 野 權 兵 衛 様

これは鷹場取締のことに關して提出した證文ではあるが、明かに船舶數の減少を示してゐる。船舶數が減少すれば當然積荷その他に不都合を生じ、前號にも掲げたやうな訴訟が頻繁に起らざるを得ない。従つてその間に乗じ他船がその獨占を冒して進出し、又そこに争議を惹起した。

さらに通船主の利益が少なくなり、有利な事業でなくなつたために、船主株が江戸人の手を離れて、地方人の手

に移つた。このことはすでに前號にも言及して置いたが、次ぎの文書は明かに船主が地方人になつたことを示してゐる。

「以書付願上ハ

御手先見沼通船、是迄靈岸嶋濱町茂助店、吉之助所持船ヲ以、御廻米積請御用奉相勤、是定船賃高之内御運上貳分五厘、川口御見張所ハ相納、通船仕來ハ處、右吉之助病身ニ付、此度武州足立郡大間木新田字八町組頭条之助俸榮之助も中もの、吉之助方へ養子ニ仕、吉之助勤來之通、以來榮之助ハ御廻米積請御用被仰付度、御運上無滞リ相納ハ様爲仕可申ハニ付、御勘定所ハ願被下、是下知相成ハ様偏ニ願上ハ、然ル處御用向不弁利ニ付榮之助儀も大間木新田字八町實父条之助方へ同居仕、御廻米御運送共御差支無之様、御用向大切ニ相勤可申ハ間、何卒御聞濟ニ相成ハ様ハ願被下度、依之連印を以此段願上ハ、以上、

嘉永二酉年九月

靈岸島濱町 茂助店

見沼通船舟主 吉 之 助

家 主 茂 助

青山祿平御代官所

武州足立郡大間木新田字八町

組頭条之助俸 榮 之 助

同人父 条 之 助

右之通相調ハ處相違無御座ハ以上、

見沼通船と御定運賃

大間木新田
名主 利右衛門

通船御差配所

船主吉之助が大間木新田の百姓衆之助の俸榮之助を養子にした形式で、その船主株を譲つたのには何等かの理由があつたかも知れないが、明瞭には解らない。その後船主として活動してゐるのは榮之助ではなくして、實父衆之助であるのを見て、船主株が大間木新田の組頭の手に移つたことは明瞭である。前掲鷹場頭取に出した文書にも明かに船主衆之助と記してゐる。その後安政二年には榮之助が退役願を出してゐる。「右衆之助儀近來病身ニ相成、御廻米積請方御用向難相勤ハニ付、養父吉之助も示談之上、父衆之助を代り合相勤度被相願ハニ付、右之段其筋江申立ハ處、願之通相濟ハ云々」と申渡されてゐる。最初から父衆之助が従事してゐたのであるから、實際には何等の變化もないのである。

水路の修復が十分に行はれず、そのために訴訟がなされた例は煩雜であるから省略する。従つて年々の水害は通船ばかりでなく、沿岸各地に多大の損害を與へた。殊に安政六年の大洪水は最も甚しい打撃を與へた。その結果代官屋敷に門訴をするやうな騒動をさへ生じた。この「大出水ニ付難澁調」を次ぎに紹介して置く。

「安政六年七月廿五日、大雨大出水ニ爲、上州熊ヶ谷宿近邊^{虫喰}の權八地蔵の土手當り百拾間餘切込、中条元坂より下筋、忍領北河原元坂押流^{虫喰}、其外土手ニ不及申ニ、芝山村伏越樋前後土扣大破ニ相成、おもり土橋共押流^{虫喰}さき、平野河岸荷小屋貳間半ニ七間之棟堂棟押流^{虫喰}さき、内宿村地内ニ流^{虫喰}き付、右大水上筋より押來リハ故、領家村備前堤洗ひ流^{虫喰}き、此邊ハ綾瀬川付不殘皆水腐ニ相成、瓦葺村迄用水土手七ヶ所切所有之、凡七ヶ所ニ爲

百間餘り、瓦葺村掛渡井不殘浮上リ、尤當未春皆新規は普請ニ相成ハ故、上の方ハ五間程前姿ニ有之、其餘の分ハ根杭并越中扣共不殘流^{虫喰}き、西の方ハ五間程土手敷川中共、深サ三丈余堀込崩流^{虫喰}き、井渡井番春次郎宅壹軒流^{虫喰}き、其外くけの土手ハ下筋ハ家數不知、芝山村伏越樋本共丸ニ新規伏替ニ相成、瓦葺村掛渡井も右同様新規は普請ニ相成申ハ、尤堀込崩^{虫喰}ハ場所ハ土扣^{虫喰}ハしむ^{虫喰}ハ普請ニ相成ハ、見沼邊ハ綾瀬川ハ落込、大水ニハ得とも、下山口新田、大間木新田、蓮見新田、右三ヶ村ハ^{虫喰}寅^{虫喰}之分ハ皆水腐ニ相成、其外ハ平年通り豊作ニ出來、ハ檢見之儀も見沼内ニハ右三ヶ村斗ニ座ハ、瓦葺村掛渡井前文之姿ニ相成、通船出來兼ハ間、上青木村地内寄天神橋悪水より西の方ニハ同村清次郎申もの之地所借請、荷小屋貳間ニ五間ニ相補理、ハ廻米并其外諸荷物とも同所ニ於テ荷請致シハ處、格別荷物出無ハハ間、無據天神橋東の方ニハ辻村長吉申もの隠居致居ハ間、此者ハ舊冬より三月迄之間、不殘上リ高世話料ニ遣シ、万疋荷小屋見廻リ相頼置ハ、然ル處稼方も無之舟人共之儀も難澁ニ付、我等方ニハ打立、舟人ハ貸船之分ハ壹艘ニ付舟床半分貳兩貳分勘弁致遣シ、舟人打立之分ハ舟ハ年貢分相納遣シハ、此分壹艘ニ付壹兩ト三百文程ツ、相掛リ申ハ、此分拾艘有之、拾兩貳分程、舟床勘弁之分拾六艘有之、此分ハ四拾兩、都合舟人ハ勘弁致遣シハ分、メ七拾兩貳分、勿論神田通船御差配江通船上リ、高請負月ニハ八兩壹分ツ、相納ハ處、右通船替休ニ付勘弁相願、月ニ貳兩貳分ツ、未十一月ヨリ申ノ十月迄之間、右貳兩貳分ツ、上納致ハ様勘弁ニ相成申ハ、右上納金格別勘弁ニ相成ハ得共、中ニ以上納金勘弁位ニハ余程損毛ニ相成、難澁至極仕ハ、前々之分相調ハ處、享保年中、見沼ハ新田ニ相成ハ砌リハ通船皆休出來兼ハ年柄も、今度ニハ貳度々申事ニハ座ハ、此前ハ七十四年頃之丙午年ニハ大出水ニハ、右同様上瓦葺村掛渡井押流^{虫喰}き、其外砂村伏越樋も流^{虫喰}き出し、其年ハ見沼邊ハ不殘水腐ニ相成ハハ申事ニハ座ハ、右委細書ハ神田高田小太郎殿記録帳ニ

見沼通船と御定運賃

印有之、誠ニ通船ニ出来兼、殊ニ下山口新田、大間木新田之儀も不殘皆水腐ニ相成、悉ク村方難澁ニ付、舟方之者も夫々勘弁致遣し、^{不明}分、舟方ニ無之者も極難澁之者拾六軒有之、右壹軒ニ付引割三斗ツ、手當相遣し、義ニ座、右舟方之勘弁手當共、都合五拾七八兩遣し、尤關東筋大水ニ諸品高直并米杯も兩ニ四斗位、引割五斗四五升位、其外諸物とも右ニ潤し高直ニ座、我等方ニ所持致居地面、村方も不及申ニ、在家村、^{不明}嶋村、安行領道合村、浦和領道合村、右村々出石地所持致居得共、此分共不殘皆水腐同様ニ相成、自分ニ残り之分米百四拾俵程損毛ニ相成申、尤下山口新田、大間木新田之儀も去ル巳年々午未年共水腐、見ニ相成、酉寅も不殘水腐ニ相成申、三ヶ年凶作打續故、下山口新田之儀も大間木村五郎右衛門ヲ代官竹垣三右衛門様ニ門訴ニ相成、小前之者も調ニ相成、私井宮本新田佐右衛門兩人ニ扱入ニ立入、此分も損毛いとし、

筆者の署名はないが、文面から推して舟主衆之助の筆であることは明かである。通船不能となつたのが二回あつたと云ふ最初の分は安政六年から七十四年前の丙午の年と云ふから、天明六丙午年であらう。田沼意次が劃策した印旛沼疏水工事を破壊した大洪水であらう。安政になつてから三年の大風雨大出水は「安政風聞録」などで頗る著名であるが、その際には通船は不可能でなかつたらしく、却つてこの六年の出水が見沼通船には大損害を與へたのであつた。

序でにこの記録中特にこゝで注意すべき點について一言して置く。それは船主が通船差配に對し、月八兩壹分で請負つてゐたことである。前述した通船差配の得分と比較して見ると次ぎの如くなる。差配の収入額は一年十二ヶ月とすれば年額九十九兩、閏年十三ヶ月としても百七兩壹分に過ぎない。前掲の船賃年收六百兩としてその貳割

五歩百五拾兩を差配の收入とする計算から見ると殆ど三分の一減少してゐる。もしこれが大体船賃想定額の貳割五歩に近い額とするならば、船賃總收入は三百九拾六兩乃至四百貳拾九兩となる。これに依つて見れば見沼通船の收益は物價騰貴に依つて相對的に減少したばかりでなく、絶對的にも減じたことになる。もし差配が寛大の態度に依つてその得分の二割五歩を減じたとするならば、それは見沼通船の收益が實際に少なくなつたことを證據立てるものである。

上述の如き状態にあり、殊に幕末期の急激なる物價騰貴は必然御定賃錢の値上げを要求せざるを得なかつた。又通船差配もこれを認めざるを得なかつた。慶應二年十月次ぎの如き一書を差配に入れて上司へ値上げ請願を求めた。

舟方取締御受書之事

當は差配見沼通舟船乘共之儀、は廻米其外大切ニ取扱、正路ニ渡世可仕段、兼ふは論も有之、舟稼仕來ゆ處、近來諸色格外高直ニ相成、享保度御定之舟賃ニあも、當今之時節一同取締兼の間、相當増舟賃之儀相願ゆ所、御調之上、其御筋は被仰立ゆ上も、向後別な積場舟方申合、諸荷物受渡等、悉入念取扱可申、萬一心得違之者、運送中荷荒レ其外不正之所行有之ゆあり、一同之取締も拘りの間、其者舟稼は差留之趣承知仕、右も惣休風儀ニも拘り、通舟衰微之基ニ付、其期ニおよひ本人も勿論仲間共決る違背仕間敷、都る先前差上置ゆ書面之趣、今般之は厚諭堅相守、相對積、隠積不仕、自儘増錢不申受、歩合無遲滞相納、通舟繁昌を心懸、惡敷風聞等無之様、一同出精可仕、爲後念取締連印は請書差上申處如件

慶應二年寅十月

武州足立郡大間木新田
下山口新田

惣 連 印

見沼通船と御定運賃

一一七 (七七三)

通舟御差配

舟主衆之助

さらにこれよりも簡単な同じ意味の文書を船乗惣運印で舟主衆之助に一札を入れた。その結果壹倍半に増額された。船乗が差配に入れた請書は次ぎの如くである。

御請書之事

見沼通舟は定賃割増之儀、は願立之通り當寅年ハ壹倍五割増、其御筋御聞濟ニ相成、尤永久割増之義ハ難被仰付、此後物價引下ケハ節々、元賃錢ニ運送之積リ可相心得旨被仰渡ハ趣被仰聞奉畏ハ、然ル所舟乗共格別出精之ため歩合納方之儀ハ是迄之一倍を以相納、外五割之義ハ爲助成舟乗共被下ハ趣、ハ厚情之程一同忝奉存ハ、別諸荷物運送方入念、荷主迷惑無之様可仕ハ、爲惣代私共御請印形仕置ハ以上、

武州足立郡大間木新田
下山口新田

慶應二年寅極月

見沼通舟船乗惣代

民藏

安藏

治郎助

染谷河岸 五右衛門

堀内河岸 辰五郎

舟主 衆之助

通舟御差配

右に依れば運賃は一倍半となつたが、同時に納入するものは倍額となつたのである。右の文章だけでは頗る意味不鮮明である。もし納入すべき運上金等が倍となつたと解するならば、船頭側は有利であるが、もし船賃の倍になつた分は差配が取上げ、五割増の分だけ船頭に與へられたと解するならば、船頭はあまり利益を得られなかつたことになる。

最後に船乗達がこの請書を出す前に、即ち十一月二十日に通船差配高田小太郎は右値上げを關係村ニ通達すべき旨を命ぜられ、その請書を御勘定所へ提出してゐる。その文面はこゝに省略するが、翌慶應三年二月船主船乗對關係村ニとの取極めは多少興味があると思ふから次に紹介して置く。

「累年諸色高直、元運賃ニ取續兼、無餘義去ル子年中は村ニ慈愛を以、増方相願運送中、追々物續(價カ)稀之引上、銘々何分ニ(もカ)難取續、依之通舟差配高田小太郎より其筋江奉願、壹倍五割増御聞濟之趣、同人より其段は村ニ及は違ハ處、ハ承知ニ相成忝存ハ、然ル上モ以來左之通御廻米積込之節ハ差配并舟方之者、ハ村方役人等立會、貫目輕重モ舟方之者見込之儀、三四依河岸場ニおひて篤々外目相改積入ハ上モ鼠喰合切決、手無之様大切ニ運送可仕ハ、勿論萬一鼠喰合切決、手等出來、臨時諸入用等相掛リハ、兼對談之通り運賃ニ差引被下ハ事、御廻米積入日より水場迄日數^{虫喰}之義ハ運賃ニ見込有之ハ間、各々ハ間敷義決申間敷ハ、尤其余日數打懸リハ、是迄之通りハ村ニ思召之ハ手當被成下ハ事、

右者運賃増ハ請書并通舟差配高田小太郎江差出ハ締方請書^{不明}爲後證繼添書對談ケ條書入置申處、仍如件、

慶應三卯二月

見沼通舟船乗

惣代 次郎助印

見沼通船御定運賃

木曾路村、 根岸村、 伊刈村、
道合村、 里 村、 八木崎村、
道合村、 上青木村、 柳崎村、
新道合村、 前川村、 在家村、
神戸村、 芝 村、

右は村々は名主中

この書面に依れば非合法的な値上げは、すでに元治元年に荷主と相對で行はれてゐたのである。その程度は解らぬが、勿論非合法的であるから、あまり引上げることは出来なかつたのであらう。この一文が「見沼通船御用留」と題する書物の最後の紙に記されてゐる。その後明治の變革に依つて如何なる影響を受けたかは不明である。序でこの文書中、「鼠喰合切決手」と云ふ語義について、博聞の士の教を乞ひたい。この内決の字は普通書かれてゐる草体の決の字ではなく、沢とも讀める字が書いてある。

以上私は「見沼通船記録」二冊及び「見沼通船御用留」壹冊の中から多少重要と思はれるものを摘出して紹介した。前號の「見沼通船と小山田與清」におゐては單に小山田與清について興味があつたからばかりでなく、そこに現れた差配、船主、船割人及び船頭、四者の間の争議が如何なるものであつたかを實例に依つて示さんとしたのである。そして通船株、即ち獨占權を廻つて行はれた各自の利益争奪を述べたのである。その通船事業はむしろ漸次に交通運輸の機關として有用になつて來てゐたにも拘らず、通船そのものは却つて衰微を示してゐた。それは單に

當業者が利益を争つてゐたためのみならず、幕府の御定値段の制度が著しく斯業の發展を阻止したのであつた。前號に述べたやうに、通船の船舶數は決して四拾艘に限定されてゐなかつた。もし運賃が適度に増額され、相當の利益を擧げ得たならば、恐らくもつと發展したらうと思はれる。享保十六年通船開始以來、慶應二年まで百四十六年間同じ運賃に束縛されてゐたことは、今日からは殆ど想像し得ないことである。その間に不法又は不正の行爲がなされることは當然である。小山田氏が關係した文政期以來紛擾のなかつた年は一年もなかつたと「風聞記」の記者は述べてゐるが、それは小山田氏の不法不徳に由來すると云ふよりも、御定運賃に歸すべきものであらう。幕府の採つた所謂「本途直段」の政策が産業の發達を阻止したことは、單に見沼通船の場合ばかりではない。この場合の如きはその一例に過ぎないものである。

(昭和十二年四月二十一日稿)